

平成27年度

第2回杉並区まちづくり景観審議会
議事録

平成27年8月25日（火）

議 事 録

会議名		平成27年度第2回杉並区まちづくり景観審議会
日時		平成27(2015)年8月25日(火)午後2時00分～午後4時01分
出席者	委員	有賀、大澤、尾谷、篠沢、園、中島、亀山、小張
	説明者(区)	都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、 建築課長、土木管理課長 土木計画課長、みどり公園課長
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度第2回まちづくり景観審議会座席表 2 杉並区まちづくり景観審議会委員・専門委員名簿 3 杉並区景観計画見直しの経緯 (まちづくり景観審議会資料1) 4 景観法の概要 (まちづくり景観審議会資料2) 5 杉並区景観計画の概要 (まちづくり景観審議会資料3) 6 杉並区景観計画をめぐる現状 (まちづくり景観審議会資料4) 7 杉並区まちづくりの動向 (補足) 8 杉並区景観計画の見直しに向けた意見 (まちづくり景観審議会資料5) 9 杉並区景観計画見直しの今後の進め方(案)(参考) 10 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について (まちづくり景観審議会資料6) 11 総合資料1～16
議事次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区のまちづくり及び杉並区まちづくり条例について 2 杉並区景観条例及び杉並区景観計画等について 3 杉並区景観計画の見直しについて 4 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> ① 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について

平成 27 年度第 2 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 それでは、定刻になりましたので、杉並区まちづくり景観審議会の委嘱式を行います。私は、都市整備部のまちづくり推進課長の河原でございます。よろしくお願いいたします。

委員の委嘱につきましては、委嘱状をあらかじめ席上に配付させていただいておりますので、大変恐縮ではございますが、これをもちまして委員の委嘱とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、今期からは 10 名の景観審議会の委員のうち、7 名の方が新たにご就任されたということでございます。後ほど、委員の皆様方、お 1 人お 1 人から自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、区長にかわりまして、都市整備部長からご挨拶を申し上げます。

都市整備部長 皆様、こんにちは。私、今ご紹介いただきました都市整備部長の渡辺幸一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様大変お忙しい中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。本来ですと委嘱後初回ということもございまして区長の田中より皆様方にご挨拶をさせていただくのが筋でございますけれども、あいにくほかの公務がございまして、私のほうから一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

この杉並区まちづくり景観審議会につきましては、平成 21 年に設置をされまして、この間 6 年経過したところでございます。この間、杉並区まちづくり条例や、あるいは杉並区景観条例、こういったものに基づきまして、さまざまな課題についてご議論、ご審議を頂戴してきたところでございます。

これからも、地域の皆様方、あるいは委員の皆様方と一緒にしまして、安全で活力あるみどりの住宅都市杉並の実現、こういったものに向けまして、私ども一同全力で努力をしておりますので、どうぞ委員の皆様方のお力添えを賜りたく、お願い申し上げます。

また、区におきましては、平成 22 年に策定いたしました杉並区景観計画、この見直しを、今年度進めているところでございます。委員の皆様方におかれましては、この杉並区景観計画、この見直しを初めといたしまして、区のみまちづくりや景観行政につきまして、忌憚のないご意見を頂戴し、ご指導、

ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げる次第でございます。

大変簡単ではございますが、以上でご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、今期から新たに就任されました委員の方もいらっしゃいますので、大変恐縮ではございますが、皆様方から自己紹介をお願いできればと存じます。

(審議会委員・専門委員の自己紹介)

まちづくり推進課長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、都市整備部長から、区の部課長級の職員の紹介をさせていただきます。

都市整備部長 では私から、区の部課長級の中の幹部職員を紹介させていただきます。まず、まちづくり担当部長の松平でございます。

まちづくり担当部長 松平でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 次に、都市計画課長事務取扱 都市整備部参事の吉野でございます。

都市計画課長 吉野です。どうぞよろしくお願いいたします。

都市整備部長 建築課長事務取扱 都市整備部参事の佐々木でございます。

建築課長 佐々木です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 まちづくり推進課長の河原でございます。

まちづくり推進課長 河原でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 土木管理課長の三浦でございます。

土木管理課長 三浦です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 土木計画課長の友金でございます。

土木計画課長 友金です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 なお、土木担当部長の浅井と、みどり公園課長の土肥野につきましては、おくれてまいる予定でございます。また、施設整備担当課長の伊藤は、本日申しわけございませんが、欠席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 以上をもちまして、杉並区まちづくり景観審議会の委嘱式を終了させていただきます。

なお、委員の任期は2年でございますが、最長で6年間再任ということも可能でございます。今後とも、景観審議会をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、杉並区まちづくり景観審議会条例第4条第1項の

規定に基づきまして、当審議会の会長を互選いただきたいと存じます。会長互選の進行につきましては、私、まちづくり推進課長が努めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

まちづくり推進課長 それでは、会長の選出につきまして、どなたかご意見ございませんでしょうか。

委 員 前期も〇〇委員にいろいろ、副会長ですとか、ご苦勞いただいておりますので、今期は、〇〇委員に会長をお願いできたらと思います。以上です。

まちづくり推進課長 〇〇委員から、〇〇委員に会長をお願いしたいとのご意見がございましたが、よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにご意見はないようでございますので、〇〇委員に会長をお願いしたいと存じます。皆様、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

まちづくり推進課長 それでは、〇〇委員に会長をお願いしたいと存じますので、会長席のほうにお移りいただければと存じます。それでは、〇〇会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして〇〇でございます。ただいま委員各位のご推薦により、またお認めいただきまして、当景観まちづくり審議会の会長職を仰せつかりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

初回ということで、ごく簡単にご挨拶をさせていただきます。

杉並区に曾祖父の代からご在住の委員もおられて、大変心強い構成のメンバーの先生方に、この審議会を努めていただくということで、大変うれしく思っております。

武蔵野台地の山の手の上にあって、鉄道や幹線道路という、建物、土木に関するさまざまな都市の基盤が整備されていて、なおかつ、住宅地が広がっていて、商店街が広がっていて。ところが隠れた地形に目をやると、妙正寺川があったり、善福寺川があったり、神田川があったり、微地形が非常に入り組んでいるとともに、植栽とか緑とか、こういったものがある種混然一体となっずとつくり出してきた景観を扱うということで大変大事な、しかも、東京の中で、そういう多彩な景観の対象を考えていくという、大変重要な審議会であるというふうに思っております。

とりもなおさず、景観というのは皆さん、各位ご承知だとは思いますが

ども、答えというのは1つではないです。本当に景観の価値、あるいは景観の考え方というのは、まさに地域の住民の方々や、ここにかかわっていらっしゃる市民の方々の考え方によるところが非常に大きいと思います。

保全をするにしても、それから、作り出していく景観にしても、極めて多彩な、あるいは多様な価値を含むものだと思いますので、裏を返せば、この審議会の役割というのは、審議のプロセスが極めて大事であると思います。もちろん、審議の結果、ある一つの答えを出していくということに、手続き的にはなると思うのですけれども、その過程というか、プロセスの中で各委員の先生方がどういうふうなお考えをお持ちなのかという、まさにその審議のプロセスを尽くして合意をつくっていくということに、審議会のある意味では意味があると。しかも、それをちゃんと公開していくと。区民の方々に公開をしていくということが、ひいては審議会の役割の大事な部分であると思いますので、ぜひそういうふうなお考えの中から、どうぞ忌憚のないご発言、ご意見を十分お出しただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。

早速、この後、先ほどの部長さんからも、事務局からもご紹介がありましたように、現行の計画の改定に向けたいろいろなご説明から始まると思います。どうぞ、情報量が多ございますので、わからないところがあれば、十分納得できるまでご質問いただくのがいいと思いますので、そういうことで進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力方お願いしたいと思います。

では、これでご挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

まちづくり推進課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第4条の規定に基づく、副会長の互選。杉並区まちづくり景観審議会条例第4条第3項に基づく、会長職務代理者の指名。同条例第6条第2項による土地利用専門部会の委員の指名、及び同条例第7条第2項に基づく、景観専門部会の委員の指名を会長にお願いしたいと存じます。

会 長

それでは、副会長の互選を進めてまいりたいと存じますが、副会長は、委員の互選によって選出し、定めるというふうに規則で定められております。私のほうから、お名前を挙げさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、〇〇委員に副会長をお願いしたいと思いますけれども、〇〇委員、それから、委員の皆様、よろしいでしょうか。何か、ご本人は、唐突だ

という顔をされていますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 よろしくお願ひします。それでは、お手回りのものをお持ちいただいて、副会長の席へ、ご移動をお願ひしたいと思ひます。

ご着席されたところで何なのですが、それでは、副会長から一言ご挨拶をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

副 会 長 すみません。ちょっと前にご相談あったかとは思ひのですけれども、ちょっと忘れていまして、気楽な気分で来ていたつもりだったのですけれども、ちょっと重みを感じられるようになりました。

多分、杉並、みどり豊かな区であると同時に、先ほど会長のほうからも、今あるまちの下といいますか、底といいますか、基盤となっている自然のようなものをやはりまちづくりに生かしていくということが、多分今後も重要になっていくと思ひますので、そのような立場からまちを見るという意味では、副会長として仕事ができるかなとも思ひますので、微力ですけれども、皆様のご協力を得て、やっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは、会長職務代理者の指名ですけれども、会長職務代理者として、今ご挨拶いただきました副会長の〇〇委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

さて、続きまして、この審議会に設置されております専門部会の委員についても、改めて指名をさせていただきたいというふうに思ひます。

従前どおり、土地利用の専門部会については、部会長に〇〇委員をお願ひしたいと思っております。委員としては、〇〇委員、〇〇委員。それから、審議会からは、本日はご欠席ですが、〇〇委員と、新たに〇〇委員を指名させていただきたいと思ひます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 よろしくお願ひいたします。

それから、次に、同じく部会ですが、景観専門部会については、従前どおり、部会長に〇〇委員。それから、委員として〇〇委員、当審議会からは、〇〇委員と、新たに〇〇副会長を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、ご了承いただいたということで、どうぞ各委員の先生方、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

まちづくり推進課長 それでは、平成 27 年度第 2 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いいたします。

 本日のまちづくり景観審議会につきましては、〇〇委員及び〇〇委員から、欠席の旨、連絡をいただいております。したがって、まちづくり景観審議会 10 名のうち、現在 8 名の皆様にご出席でございますので、第 2 回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立しております。

会 長 それでは、ただいまから、平成 27 年度第 2 回の杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。

 本日の傍聴の申し出はいかがでしょうか。

まちづくり推進課長 傍聴の方はございません。

会 長 ありがとうございます。

 それでは、事務局から、議題の宣言をお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは本日は、委嘱後初めての審議会でございますので、今後皆様に本審議会により活発な議論をしていただくための参考といたしまして、まず、杉並区のまちづくり及び杉並区まちづくり条例につきまして説明をさせていただきます。

 その後、杉並区景観条例及び杉並区景観計画などの、区の計画施策につきまして説明を行うとともに、今年度予定をしております杉並区景観計画の見直しにつきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。その次に、報告といたしまして、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、景観審議会景観専門部会の調査審議の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。そのようなことで、本日は進めてまいりたいと存じます。

 それから、きょうは大変資料が多ございますので、ここで資料の確認をさせていただきます。

 まず、委員の皆様方には、事前にまちづくり景観審議会資料の 1 から 5 までの資料をお送りしてございます。A 4 の横使いのもの、1 枚 A 3 のものもございますけれども、これが 1 から 5 までございます。

 それから、事前にお送りした資料といたしまして、まちづくり景観審議会

の総合資料ということで、シールを付してございますけれども、この資料の11番から15番までを事前にお送りをしてございます。

また本日は、席上に本日の次第、座席表、委員の名簿のほかに、参考資料といたしまして、クリップどめの杉並区のまちづくりの動向の補足、杉並区景観計画見直しの今後の進め方ということで、資料をご用意させていただきました。一番上に、「まちづくりの動向（補足）」ということで、1枚A4の紙がございます。その後に幾つか参考事例のリーフレットをつけさせていただきました。一番最後に、参考ということで、今後の見直しの進め方の案と言うことで、添付をしてございます。

また、委員の皆様の前には、名前を記した箱をご用意させていただいてございますけれども、この中には、総合資料の1番から10番、及び16番までをご用意しておりますので、ご確認をお願いいたします。この後の説明の中で、使わせていただきたいと存じます。

大変資料が多くて恐縮でございますけれども、不足のものはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。以上でございます。

会 長 それでは、議事に入りたいと思います。初めに、「杉並区のまちづくり及び杉並区まちづくり条例について」の説明を事務局よりお願いを申し上げます。

都市計画課長 それでは、私から杉並区のまちづくり及び杉並区まちづくり条例についてご説明いたします。まちづくり景観審議会総合資料の1から順番に概要を説明させていただきます。まず、本日たくさん資料をご用意させていただいておりますので、時間の制限もございますので、大変恐縮でございますが、要点のみの説明にさせていただきますと存じます。

それでは、総合資料1の「もっとすぎなみ早わかりガイドブック」をごらんいただきたいと存じます。

表紙の下部をごらんいただきたいと存じます。杉並区は東京23区の西に位置してございまして、面積は約34平方キロメートル、23区では8番目の広さでございます。平たんな土地でございまして、東部から西部にかけて少しずつ高くなっているという区域でございます。23区の中でも、練馬、世田谷とあわせて、山の手3区としてみどりの多い住宅地でございます。

次に、10ページをごらんください。最新の平成27年8月の資料によりますと、人口は55万2,095人、世帯数は30万8,598世帯でございます。

次に、総合資料の「杉並区まちづくり基本方針」をごらんいただきたいと存じます。

区では、平成 24 年に策定いたしました区政運営上の最上位方針である「杉並区基本構想」を踏まえ、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 年 10 月に、「杉並区まちづくり基本方針」を改定いたしました。

2 ページをお開きいただきたいと存じます。

杉並区まちづくり基本方針は、「杉並区基本構想に基づく都市整備分野の総合方針としての役割」、「都市計画法に基づく都市計画マスタープランとしての役割」、「区、区民及び事業者の協働によるまちづくりの指針としての役割」を有してございます。

前ページ、1 枚もとに戻っていただきまして、目次をごらんいただきたいと存じます。

構成は 6 章からなっております。第 5 章において、「地域別方針」として、区内を 7 つの地域に分けまして、地域の特性に応じた目標を示してございます。

次に、総合資料 3 の「すぎなみのまちの動き」をごらんいただきたいと存じます。都市計画法第 6 条によります土地利用現況調査の結果として、その他の資料をもとに、杉並のまちの現状と動向をまとめた冊子でございます。

5 ページをごらんいただきたいと存じます。杉並区の土地利用の概要といたしまして、住宅用地が約 55% と多数を占めてございます。

次に、8 ページをごらんいただきたいと存じます。杉並区の建物の概要としましては、全建築物のうち住宅用途が約 9 割を占め、住宅都市の性格が顕著になってございます。

続きまして、総合資料 4 の「杉並区地域地区図」をごらんいただきたいと存じます。

若干大きくて恐縮ではございますが、この地図が建築物の用途制限、建ぺい率、容積率、高さの規制、また、都市計画で定められました道路、公園、一団地の住宅施設、土地区画整理事業、地区計画などの位置の図でございます。大分、細かくなっておりますので、案件ごとにご参照いただきたいと思います。存じます。

なお、区内の交通体系でございますが、区の中央部に JR 中央線、北部に

西武新宿線、南部に京王井の頭線と新宿線が東西に走っております。また、東京メトロ丸の内線が、中央部の青梅街道の下を走っております。中央部の荻窪駅まで来ております。さらに、東部につきましては、東京メトロ丸の内線が方南町まで来ております。これらの路線が区民の大きな足となっております。区内には18の駅がございます。

次に、区内の幹線道路でございますが、北側から新青梅街道、早稲田通り、青梅街道、五日市街道、井の頭通り、南の端に甲州街道が東西に走っております。縦方向につきましては、区の東側に環状七号線、西側に環状八号線が南北に通っております。杉並区は南北に縦断する道路整備が若干おこなわれていることや、市街化の進む中で狭い道路も多いことなど、南北の交通計画も課題となっております。

次に、総合資料5の、また都市計画施設図をごらんいただきたいと思えます。これも大きな地図となっておりますが、道路や公園などの都市計画施設、地区計画などについて、都市計画法に基づき都市計画決定されたもの、完成したもの、事業中のものを色分けしたものでございます。なお、都市施設に関することにつきましては、先ほどの総合資料4の地域地区図と内容が重なっておりますので、皆様には総合資料4とあわせて、ごらんいただきたいと存じます。

次に、総合資料6の「杉並区みどりの基本計画」をごらんいただきたいと存じます。これは、冊子になります。この基本計画、都市緑地法による緑に関する総合的な計画でございます。杉並区の独自性を生かした公園の整備、民有緑地の保全、区内の緑化の推進など、具体的な保護策を示したものでございます。

次に総合資料7、「杉並区みどりの実態調査概要版」でございます。裏面に、緑被率を初め、具体的な数値をわかりやすく表にしております。

次に、総合資料16の「杉並区緑地保全方針」をごらんいただきたいと存じます。緑地保全方針の中に概要版を挟んでございます。緑地保全方針の概要版の見開きのページにおきまして、モデル地区及び保全地区での取り組みをわかりやすく説明しております。

引き続きまして、総合資料8「杉並区まちづくり条例のあらまし」を用いまして、杉並区まちづくり条例につきまして説明させていただきます。

「杉並区まちづくり条例のあらまし」のパンフレットの中に、杉並区まち

づくり条例と、杉並区まちづくり条例施行規則の条文を挟んでございます。本日は、まちづくり条例のあらましのパンフレットを用いましてご説明をさせていただきます。

杉並区では平成 14 年に杉並区まちづくり条例を公布しました。その後、平成 21 年に大幅に条例を見直し、まちづくりへの参画と協働の充実や、大規模開発事業の手続きの創設などを行いました。

それでは、パンフレットをお開きいただきたいと存じます。2 ページと 3 ページに杉並区まちづくり条例の全体の構成を記載してございます。条例は、5 章から構成されております。

次に、パンフレットをさらにお開き願いたいと存じます。この部分が、まちづくりを進める手順を示したものでございます。4 ページの下のほうに、地区計画案等の案の作成手順について記載してございます。5 ページから 6 ページにつきましては、まちづくり協議会の要件や、手続きを示してございます。

それでは、パンフレットを閉じていただきまして、裏面をごらんいただきたいと存じます。8 ページでは、大規模土地取引などの手続きを示してございます。大規模土地所有者、杉並区、それから、まちづくり景観審議会、土地利用専門部会の 3 者を左に示してございます。右に、時限的に手続きの流れを示してございます。

以上が、杉並区まちづくり条例の概要でございます。大変簡単でございますが、杉並区のまちづくり及び杉並区まちづくり条例についての説明は以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。

さて、まず今のご説明について、なかなか全体像をこの短い時間でご理解いただくのも、なかなか至難のわざだとは思うのですけれども、とりわけどこか気になられたところとか。あるいは、個別具体的なところでも結構ですが、ご疑問があるようなところについて、おいおい審議の中でも、また疑問があれば、フォローいただくということにしたいと思いますが、今の段階で何かございますでしょうか。

それでは、都市計画課長さん、またおいおい質問が出たらその都度ご説明いただいくということで、ぜひお願いしたいと思います。

議事を進めてまいりたいと思いますが、続いて、「杉並区の景観条例及び

景観計画について」の説明と、それから、「杉並区の景観計画の見直しについて」の説明を、あわせて事務局からお願い申し上げます。

まちづくり推進課長 それでは、私からは、杉並区景観条例及び杉並区景観計画等につきまして、それから、杉並区景観条例の見直しにつきまして、ご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。若干資料も多く、また時間も少しかかるかもしれませんが、よろしく願いいたします。ご説明した後に、委員の皆様からご質問やご意見などをお伺いできればと存じます。

それでは、まず初めに、杉並区の景観施策の部分でございますけれども、総合資料 10 番のほうをお開きいただきまして、当まちづくり景観審議会につきまして、まずご説明をさせていただきたいと存じます。景観審議会条例及び景観審議会施行規則の条文でございます。

まず、審議会条例のほうでございますけれども、この条例の第 1 条につきましては、この設置ということございまして、区長の附属機関として、まちづくり景観審議会を置く旨、定めているところでございます。

そして第 2 条につきましては、この審議会の所掌事務を定めるとともに、第 3 条から 5 条につきましては、記載のとおり組織、あるいは会長等などにつきまして規定をしているところでございます。

それから、この条例の第 6 条のところでございますが、この一番下のほうになります。土地利用専門部会の規定を設けてございます。土地利用専門部会につきましては、まちづくり条例第 22 条第 1 項の規定による届出に関する調査審議、これは大規模な土地の取引関係でございますけれども、それらの調査審議をしていただくことが、主な所掌でございます。

それから、次のページになりますが、第 7 条では、景観専門部会の規定を設けてございます。景観専門部会につきましては、この後ご説明させていただきます。景観条例の第 16 条第 1 項の規定によります協議に関する事項を調査審議をしていただくということになってございます。

それから、この資料の一番最後、総合資料 10 番の杉並区まちづくり景観審議会条例の施行規則でございますけれども、この規則では、専門部会の人員などにつきまして規定をしているところでございます。

以上が、当審議会の根拠条例である。まちづくり景観審議会条例の概要でございます。

続きまして、総合資料を 1 つ戻っていただいて、総合資料 9 番の「杉並区

景観条例」の条文をごらんいただきたいと存じます。

この景観条例では、「第1章 総則」といたしまして、第1条で目的を定めた後、第3条では基本理念、それから、第4条から第6条では区、区民及び事業者の責務をそれぞれ定めているところでございます。

そして、第2章では、その第8条で景観計画について定めるとともに、第9条におきまして、その策定手続きを定めているところでございます。

また、景観条例の第3章では、これはページをめくっていただいて第10条以降、10条から21条までということになりますけれども、景観計画等に基づきました届出事項などに関する行為の規制をしているところでございます。

そして、この景観審議会でも関係するところでございますが、第15条では、大規模建築物の景観形成指針について定めるとともに、第16条では、大規模建築物の事前協議などを規定してございます。

そして、第17条においては、事前協議の助言などについて規定をしているところでございますけれども、これにつきましては、まちづくり景観審議会の景観専門部会で調査審議をしていただく部分でございます。

第18条では、公共施設の景観形成指針について定めてございます。第19条から第21条までは、その指針に基づきました事前協議について定めてございまして、これにつきましても、大規模建築物と同様に、景観審議会でも調査審議をしていただく部分でございます。

その次の、第4章では、景観重要建造物及び景観協定につきまして規定してございます。

それでは、引き続きまして、この景観条例の最後のページの次に、同じ総合資料9番として、景観条例の施行規則をつけてございます。

この規則では、区に提出する届出書の様式、あるいは届出の時期などを規定してございます。このページをめくっていただきまして、最後のほうに、届出の対象行為の種類でございますとか、行為の規模などを規定しているところでございます。

以上が、簡単でございますが、杉並区景観条例の概要になります。

それでは、続きまして、本日の次第の5番の部分になりますが、杉並区景観計画の見直しにつきましてご説明させていただきます。この中で、景観法と、それから総合資料11番でございますけれども、杉並区景観計画の概要

をあわせて説明をさせていただきたいと存じます。ここからは、大変恐縮でございますけれども、あらかじめお送りいたしましたまちづくり景観審議会資料の1から4及び、本日配付をした資料に基づいて説明をしてみたいと存じます。

まず、景観審議会資料1番の、「杉並区景観計画見直しの経緯」という資料をごらんいただければと存じます。

平成16年の景観法の制定と、平成17年の6月の景観法の全面施行を受けまして、杉並区では、平成21年4月に景観行政団体となったということでございますが、また、あわせて杉並区景観条例を施行したというところがございます。

そして、平成22年4月には、杉並区景観計画を策定するとともに、同年6月からは、届出及び事前協議の運用を開始したところがございます。

杉並区景観計画の第4章の5では、「計画の改定」を規定してございます。「この景観計画は、景観まちづくりに関するマスタープランと実行計画であり、社会情勢や区民意識の変化に対応するため、5年程度を目途に改定していく必要があると考えます」という記載がございます。今回の景観計画の見直しは、こうした記述に基づいて、検討を行うものでございます。

次に、1枚おめくりをいただきまして、まちづくり景観審議会資料2の「景観法の概要」でございます。少し順序が逆になって恐縮でございますけれども、景観法の概要につきまして、若干ご説明をしたいと存じます。

景観法は、地方公共団体などの景観施策の取り組みなどを踏まえまして、景観に関する総合的な法律として、平成16年に制定をされたものでございます。基本理念は記載のとおりでございますが、こうした基本理念のもとに、都道府県あるいは市町村が、景観法に基づく景観行政を担う主体である景観行政団体になることで、さまざまな景観法の仕組みが活用できることなどが、大きな制度の特徴となっております。先ほどご説明いたしましたとおり、杉並区では、平成21年4月にこの景観行政団体になるとともに、景観条例を施行したというところがございます。

そして景観法の第8条では、この景観計画に定める事項を3点記載してございます。これはこの資料の下のグリーンの囲みの中でございますけれども、「景観計画に定める事項」として、1番目が「必須事項」、それから、「定めることが望ましい事項」、「必要に応じて定める事項」の3つが挙げられてご

ざいます。

そして、この「必須事項」といたしましては、景観計画の区域、それから、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物や景観重要樹木の指定方針などとなっております。また、「定めることが望ましい事項」、「必要に応じて定める事項」につきましては記載のとおりでございますけれども、こうした景観計画に定めることの効果を右側のほうに記載をしております。

例えば、「必須事項」の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を規定することによりまして、建築物の建築等に対して、届出・勧告を基本とする規制誘導が可能になるというような特徴がございます。また、これは景観法では「特定届出対象行為」と申しておりますけれども、これも条例化をすることによりまして、建築物のデザインや色彩につきまして、その基準にあわないものにつきましては、変更命令が可能になるというような効果があるというところでございます。また、景観重要建造物や、景観重要樹木につきましても、こうした指定を行うことによりまして、例えば管理義務が課せられるということになりまして、管理が適切でない場合には、その管理方法の改善などを命じることができるというようなことが可能になるというところでございます。

杉並区では、この景観法に基づきまして、平成 22 年に「杉並区景観計画」を策定しております。

続きまして、まちづくり景観審議会資料 3 番を開いていただきまして、「杉並区景観計画の概要」をご説明したいと思います。景観計画そのものは、総合資料 11 番に冊子を添付しておりますので、お目通しを願えればと存じます。

「杉並区景観計画の概要」でございますが、まず資料の中央の部分に、「将来像」と「基本理念」をまとめてございます。「将来像」につきましては、「区の自然や歴史、文化を育んだみどり豊かな住宅都市を継承し、魅力あるまちなみを創出していくための基本目標として、「みどり豊かな美しい住宅都市『杉並百年の景』を定める」ということとしてございます。

この景観計画の大きなツールの 1 つでございます、「行為の規制に係る届出の制度」というものを左側に記載をしております。こちらにつきましては、景観条例に基づきまして、河川などに沿った地区を「水とみどりの景観

形成重点地区」に指定するとともに、それ以外の地域につきましても、土地利用の状況などを踏まえた景観形成基準を策定いたしまして、届出の受付を行っているというところでございます。

なお、水とみどりの景観形成重点地区につきましては、善福寺川、神田川、妙正寺川の各河川につきましては、その両側から 30 メートル以内の地域。玉川上水につきましては、中心から 100 メートル以上の地域としてございます。これらの地区につきましては、建築物の規模にかかわらず全ての建築部が届出の対象となるところでございます。

なお、この重点地区以外の地域につきましては、建物の規模が、高さ 10 メートル以上、または、延べ面積が 1,000 平方メートル以上の建物を届出の対象にしているところでございます。

また、こうした規制の中で、色彩の制限を行うことにつきましては、その基準を明確にしてございまして、総合資料 12 番の「杉並区景観色彩ガイドライン」というような形で、視覚的にもわかるように、資料として作成をしているものでございます。

次に、この景観審議会資料 3 番の右側でございますけれども、この一番上の部分は、「大規模建築物の建築等に係る事前協議」ということでございまして、延べ面積が 3,000 平方メートル以上の建築物などにつきましては、まちづくり景観審議会の景観専門部会のご意見を伺いながら、その契約を進めていくということを盛り込んでいるところでございます。

その下になりますけれども、「普及・啓発」、「モデル地区における景観づくりの推進」、「景観重要建造物」、「景観協定」などにつきましてのご説明でございまして。このうち、「景観重要建造物」、「景観協定」、それから、一番下の「景観重要公共施設」につきましては、景観法に明示されている制度ということになってございまして、それぞれ記載のと通りの概要というところでございます。

以上が、杉並区景観計画の概要ということになります。

それでは、続きまして景観計画の見直しに係る部分でございましてけれども、本日は議論のきっかけとしていただく意味で、まちづくり計画審議会資料の 4 番を使いまして、杉並区の景観計画、景観施策をめぐる現状につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、この審議会資料 4 番の 1 の「関連する行政計画の見直し」というこ

とでございます。こちらの資料のほうを1枚めくっていただいた、2ページ目になります。

「関連する行政計画の見直し」ということでございますけれども、杉並区景観計画が策定されました平成22年4月以降、さまざまな行政計画の見直しが行われました。平成24年4月には「杉並区基本構想（10年ビジョン）」が新たに策定されたというところでございます。

また、平成25年の10月には、「杉並区まちづくり基本方針」、これは杉並区都市計画マスタープランの役割を持つものでございますけれども、これが改定をされるとともに、11月には、「杉並区環境基本計画」が改定をされたというところでございます。

さらに、その右側の下の緑の囲みの中でございますけれども、平成22年5月には、「杉並区みどりの基本計画」が改定をされてございますが、昨年9月には、「杉並区緑地保全方針」ということで、屋敷林や農地の保全に関する方針が定められ、景観施策に関連する行政計画につきましても、改定などが行われたということが、景観計画をめぐる現状と捉えてございます。

それから、1枚めくっていただきまして、「杉並区のまちづくりの動向」という資料でございます。

区では、「暮らしやすく、快適で魅力あるまち」、あるいは「みどり豊かな環境にやさしいまち」を目標として、各地域でまちづくりの取り組みを進めているところでございます。ここに列挙したものは、必ずしも景観に特化したまちづくりということではございませんけれども、この青で囲っております「荻外荘公園の整備」以外につきましては、基本的には地域住民の皆様のご参画をいただきながら、地域とまちの将来像、これを共有しながら、区としてまちづくりの方針を定め、具体的な施策を進めるという形で取り組んでいるところでございまして、例えばこの図の左側でございますが、「荻窪駅周辺まちづくり」などにつきましては、現在、地域住民主体の荻窪まちづくり会議の中で、基本構想の議論が進められておりまして、区ではそれらを受けた後、28年度を目途に方針を策定するとしているというようなことがございます。また、この青で表示をしてございます「荻外荘公園の整備」でございますけれども、これにつきましては、区が取得をいたしました荻外荘の敷地に「(仮称) 荻外荘公園の整備」ということで、今年の3月に、この基本構想を策定したところでございます。区では、この基本構想に基づき、荻外

荘公園の整備の取り組み、または荻外荘の復元整備などを進めていくところ
でございます、周辺のまちづくりの視点ということが、構想に示されてい
るというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3番の「杉並区区民意向調査による区民の
意識」というところでございます。

この資料の中では、この一番上の茶色で囲われている部分でございますけ
れども、「杉並区のまちを美しいと思う人の割合」ということございまし
て、こちらにつきましては、記載のとおりでございますが、景観計画を策定
した平成22年以降、まちを美しいと思う人の割合は上昇傾向にあるとい
うことが見てとれるかと思えます。

また、それ以外の4つの意識調査につきましては、昨年景観ということで
調査を行ったものでございますけれども、この中では、この下の部分の一番
左「建築物の新築や塗替えの時の届出制度の認知度」ということを質問し、
この中では「知らない」と答えた方が8割を超えているという状況が一方
ではあることは、区民意識の1つの特徴ではないかと思っております。

それから、1枚おめくりいただきまして、5ページ「杉並区景観計画の主
な運用状況」でございます。

区では、景観の届出の受付の部署である、まちづくり推進課と、建築確認
を受け付ける部署などが情報を共有することで、景観計画の届出対象の案件
を把握をするということを行っております。

これによりまして、平成26年度は、245件の届出を受け付けたところ
でございますけれども、建築確認を伴う案件はほぼ全てを受け付けている状況
と捉えてございまして、届出が行われていない場合などには、事業者の方に
その届出を促すということを行っているところでございます。

一方で、外壁の塗りかえなどにつきましては、建築確認を伴わないもので
ございますので、把握をするのは難しい状況がございます。したがって、
区では窓口におきまして、チラシなどを配布することで、届出の必要な行為
であるということの周知を図っているという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、4番「杉並区景観計画の主な運用状況」の
(2)番でございますけれども、これは、景観審議会の中でもご意見を頂戴
しております。「大規模建築物の建築等に係る事前協議」に係る運用状況
でございます。

まず、運用スタートの平成 22 年の 6 月から、この 3 月までの事前協議の件数でございますが、これは、152 件ということになってございます。大規模建築物に係るものが 61 件、公共施設、これは区に限りますけれども、公共施設が 91 件でございます。そしてその中で、景観審議会で異議が付された案件は、色彩基準の満たなかった事例ということで、1 件ございまして、その他の多くは参考意見を付す形で、答申をいただいているところでございます。

これらの参考意見につきましては、なかなか全て反映ということではないかと存じますが、一定の努力はしているというところでございまして、この下にあるのは、その改善例でございますけれども、例えば、左側が景観審議会での事前協議に基づく参考意見、右側が改善例ということでございますが、例えば、真ん中の「植栽」という意味でいきますと、事前協議の段階では、一定間隔の計画であったところをそれにこだわらず、緑量の多い場所を数箇所設けることで、単調にならないようにしてはどうかというご意見も踏まえまして、その配置を均等にしたというようなことが 1 つの事業者側の結果としてあらわれたという、1 つの例でございます。

1 枚おめくりいただきまして、この景観計画の運用状況の (3) 「普及啓発等」ということでございます。景観計画では、普及啓発などにつきましても記載をしているところでございます。

区でのこの景観に基づく普及啓発でございますが、1 つは、「表彰制度」がございます。これは、「杉並「まち」デザイン賞」を平成 2 年から 11 回にわたって実施をしているところでございますけれども、現在 57 件の建物などが、この賞を受賞しているところでございます。平成 22 年には、こうした取り組みに加えまして、「私の好きな杉並の「風景」」を区民から募集をするというようなコンテストも開催をしたところでございます。

また、普及啓発の 2 番目でございますが、「景観新聞」。これは、「杉並景観録」と言っておりますけれども、こちらの発行を行ってございまして、平成 6 年度から、年 1 回、主なテーマを決めまして、この「景観新聞」を発行してございます。

また、③としては、「景観週間」ということで、平成 18 年度から、毎年秋、10 月から 11 月の時期にかけまして、このイベントを開催してございます。今年度は、景観週間、景観まちづくりイベントというようなことで、名前を

若干かえまして、10月から11月にかけて、角川庭園での詩歌館まつりや、杉並の残したい風景展などを開催していきたいと、そのような予定を考えているところでございます。

それから最後でございますけれども、「すぎなみ景観ある区マップの発行」ということがございます。これにつきましては、景観まちづくりの普及啓発の一環といたしまして、この「ある区マップ」を発行しているものでございます。現在、荻窪南地区のほか5地区につきましては、このマップを作成してございます。区内、計10地区で発行を予定してまして、残りは4地区ということですが、大変好評をいただき、増刷も行っているところでございます。

以上が、杉並区の景観計画をめぐる現状の説明でございます。

最後になりますが、まちづくり景観審議会の資料5番「景観計画の見直しに向けた意見」でございますけれども、これは前回の第1回の杉並区まちづくり景観審議会でご出席いただいた委員の皆様から、お1人ずつ意見をいただいた際の、その意見の要旨をまとめたものでございます。こちらを見ていただくとわかるように、各章、各項目ごとに、非常に多様な、いろいろなご意見をいただいております。今後の景観計画の見直しの参考にしていきたいと考えているところでございます。

最後でございますけれども、本日のご議論いただく上で、非常に大事な今後の進め方につきまして、若干お話をさせていただきたいと存じます。

本日、クリップどめでお渡しした資料の中の一番最後の1つ前に、縦のフロー図を参考ということでつけてございます。このスケジュールはあくまでも現時点でのイメージでございますので、今後の議論、あるいは関係機関の調整で、変更があることが想定されますので、その点あらかじめご了解いただきたいと存じます。

こちらの資料にございますように、本日、第2回杉並区まちづくり景観審議会ということで、こうした景観計画の概要でございますとか、景観計画をめぐる現状をご説明してございます。

本日の議論などを踏まえまして、10月の下旬には、第3回の景観審議会を開催したいと考えてございますけれども、ここでは、景観計画をめぐる現状と課題を整理するとともに、景観計画の見直しの骨子の案というようなものをお示しできればと考えているところでございます。

その後、関係機関との調整なども行いながら、来年に開催を予定しております第4回まちづくり景観審議会におきまして、この見直し案をご議論いただきたいと思っております。

その後、パブリックコメント、区民意見募集などの手続きを経まして、第5回まちづくり景観審議会を経た後に、この景観計画の見直しにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

なお、この後、委員の皆様から、この景観計画の概要、あるいは見直しにつきまして、いろいろご意見などをいただければと存じますけれども、本日は時間も限られてございますので、次回の審議会までに別途ご質問、あるいはご意見などをお伺いするような、何らかの機会を設けていくことも検討してまいりたいと、事務局としては考えてございます。

大変長時間になりました。また、資料も多くて恐縮でございますけれども、私からの説明は以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。

本日は、新メンバーでの審議会ということもございまして、ただいま事務局のほうからは、関連する杉並区の行政の計画や、それから条例についてもるご説明いただいたところでございます。

この後、今3時4分なのですが、予定としては大体3時45分ぐらいをめぐりにして、今直前にご説明があった景観計画の内容について、まず疑問点とか質問点なんかをお出しいただくのがいいと思うのですけれども、その上で、見直しについての、きょうのこの時間の中で深まったところもあれば、なかなか入れないとは思いますが、見直しについて、こういうようなことを考えたほうがいいのではないかというふうなご意見等々について、時間を区切らせていただきながら、ご意見をいただければなというふうに思っております。少し整理をしながら、順番に進めていきたいというふうに思っております。

最初に、今直前にご説明いただいた杉並区の景観計画の見直しの今後の進め方(案)という、長手のフロー図があったかと思えます。それで、今日時間がないのですけれども、次が10月下旬なのです。第3回審議会というのが。約2カ月後なのですけれども、ここの段階では、一応今の事務局のご提案では、見直し骨子案というのを何らかの形でお示しをいただいて、それについてご意見をまたいただくというのが、次ぐらいの段階と。

さらにそれを踏まえて、来年の1月の、そこから約2カ月ちょっとぐらいたって、1月の審議会で、もう少し内容が詰まってくる見直し案、これについてまた議論をする。それは、その先に何があるかという、パブコメがあるので。杉並の区民の方々に広く、「こういう見直しを考えておりますけれども、どうでしょうか」というふうなパブリックコメントを行政の手続きとしてはかけていくという前の段階で、一定程度の内容について、この審議会でもご確認いただくということで、1月の審議会があると。それで、ここにあるように2月から3月にパブコメということになって、もくろみとしては、現段階では、今年度中に見直しの作業をまとめたいたいというのが、どうも事務局さんからのご提案のようでございます。

ご説明があったように、今後関係機関との議論、あるいは意見交換、調整の中で、このスケジュールは、必ずしもこのとおりにいかないかもしれませんが、現段階ではこういうふうなことで、当審議会も一応審議を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

さて、それではその整理をしながらというところなのですが、大変さまざま資料がありましたので、なかなか頭の中を整理するのは大変だと思うのですが、議論に直結する大事なものから行くと、このまちづくり景観審議会資料3という、このA3の1枚の、この横長のものがあったと思います。今、多分〇〇委員なんかは、本編をごらんいただいていると思うのですが、要するに、このA3判は、この本編の冊子のエッセンスというか、大事な部分を凝縮して見やすくしているのが、このA3判なので、対応関係としては、もし詳細についてはこっちの本編のほうをごらんいただくということになるのですが、この景観計画というのは、いわゆる景観法に基づいて、景観行政団体とかをつくる法定計画であるということ。それについてのご説明がるるあったわけです。

大事なことは、杉並区の景観計画というのは、将来実現するための目標像を示しているマスタープランだということと、同時に実行計画であるということが書かれています。実行するためには、さまざまな道具立てが必要なので、道具立てとして、条例が用意されている。あるいは、施行規則が用意されている。つまり、思いは、良好な景観をつくろうというふうには区民の皆さんみんな思っている、ご事情がいろいろありますので、好きな家を建てたいとか、土地利用も新しくなってかえたいとか、大きなものをつくりたい

とか、いろいろなご意向もある。そういう中で、一旦定めた将来の目標について、どうやって実行していくのかというためには、ある程度法的な拘束性のあるような道具が必要だということで、条例や、それから施行規則が用意されているということなのです。それが実は、このブルーの印刷紙、総合資料9とかですね。中に挟まれている施行の規則の細かいところになるのですが、例えば建物を新しく建てたいとか、いろいろな制限行為にかかわるような、届出の対象になるようなものについては、手続きとしてちゃんと区に届けてくださいと。内容が合致しているかと確認をさせていただきますということが書いてある。

ところが、その見直しの資料のご説明の中にあっただと思うのですが、この区民の意向調査による区民の意識という資料なんかを見ると、実はその辺の手続きの細かい、こういう届出の手続きなんか余りわからないという人が多いわけですね。余り知られていないというような現状が見えてくる。

特に、確認申請が必要ないようなものについては、なかなかちょっと区でも把握しにくいわけですが、外壁の2階とか、そういうところは把握しにくいのですが、この意向調査のアンケートを見てみると、「建築物の新築や塗替えの時の届出制度の認知度」というのは、約81.数パーセントの人が「知らない」というアンケートなのです。

だから、非常に大事な計画をつくっていて、非常に効果的な道具立ては用意しているのだけれども、実際なかなか周知されていないというのが、現状だと思うのです。これは、別に杉並区さんだけの問題ではなくて、多分景観行政団体さん、どこでも苦労されていることで、届出というのは、一般区民にはなかなかなじめない。だから、最低限設計事務所さんとか、事業者さんとか、実際建物をつくったり、開発をしたりという、そちら側の人たちがちゃんとわかってくれていれば、まあいいのですけれども、手続き的にはいいのですけれども、ただ、やっぱり将来の景観をつくっていくという立場からいうと、区民の応援がなければ、あるいは理解がなければ、なかなか実効性がなくなってくるので、そういう意味では今回の見直しという中で、こういうふうな意向調査の結果なんかも、横にらみでござんいただきながら、区民の皆さんはどういうふうに感じているだろうとかという、こういう内容もちょっとござんいただきながら、ぜひ、こういうところは、今回の見直しの中で、少しでも工夫ができればいいのではないかというお立場からも、ご発

言やご意見をいただければいいのではないかなというふうには思っております。

今のは手続きだけの話なのですけれども、それ以外に言えば、内容的に言えば、この景観計画は14つのゾーンに分けていますけれども、14つの区域ごとに、地域別に景観計画をつくっているわけですが、その内容についても触れていただければ結構だと思いますし、それから、この景観形成重点地区というのは、特に水系ですよ、河川流域の水系については、緑地の保存とか保全とかというの、建築物の高さの規制なんかも極めてやっぱり大事なことが入っていますし、さっきの荻外荘の、今回は基本整備の構想かな、基本構想も入っていると思いますけれども、それで、歴史的、文化的な資産の保全、それから利活用ということもあると思いますし、実にさまざまな6章構成の中でもさまざまなものが関連してくるのですが、なかなか今、きょうのこの審議会でも網羅的に意見を伺うというのは難しいと思うので、お気づきのところから結構だと思いますから、そこから少し広げていければいいと思います。ぜひ、そういう意味では、約40分弱になりますけれども、時間の許す限り、きょうはご意見をいただきながら、あるいは、まずはご質問でも結構だと思いますが、進めてまいりたいというふうに思っております。

ということで、口火を切っていただく。もちろんお手を挙げていただいて、自由にご発言いただければ結構なのですが、いかがでしょうか。

委 員

ご説明ありがとうございます。非常にたくさん資料で、ちょっと頭が整理できていないところもあるのですけれども、1点だけちょっと気になったのは、資料3でちょっと言わせていただきますと、右上に「大規模建築物の建築等に係る事前協議」とあって、恐らくこの「等」という中に入っていると思うのですが、事前協議は大きくいうと、大規模建築物と、公共施設をやっておりますね。それぞれちょっと趣旨が違います。公共施設の場合、必ずしも大規模でなくても、小さな川の横の欄干とか、そういうものから全部やっているのですが、ちょっとそのことが、少なくともこの資料3では、「等」に含まれているのかもしれませんが、説明にはまずないということです。

先ほどの、その後のご説明の中でも、ちょっと余り公共施設についての、話がなかったのですが、やはり景観計画の中で大事なものは、もちろん民間の建築物をいかに誘導していくかということも大事ではあるのですけれども、やっぱり少なくとも区自身がやる公共施設や公共空間の質をいかに高めるか

ということが大事だと。それが多分一番区民にとってわかりやすいというか、「ああ、この道路、街路空間が変わったよね」とか、「あの公共施設は、いいのが建ったけれども、実はこういう事前協議とか、こういういろいろなものでできたんだよ」というような、何かそういうことがちゃんと伝わるようにしたほうがいいのではないかと考えております。

なので、ちょっとその景観計画の改定のときにどうするかというのもあるのですけれども、それだともうちょっと説明資料とかの中で、「等」の中に含まないで、公共施設なら公共施設はちゃんとやっているということを、強調というか、しっかりと並列させてやったほうが。現実的にそういうふうに行っているわけですし、景観をどうつくっていくかというときの理念としても、行政も自分自身でしっかり頑張るし、区民の皆さんもご協力くださいということでもあります。また、ちょっといろいろ考えていたのですけれども、そういう意味で言うと、先ほどの普及啓発のところも、確かに区の皆さんからいい風景いいよねというようなことをやるというものとても大事なのですけれども、本当に自信があるならというか、例えば、杉並区さんが、この1年間にどんな公共空間とか、公共施設をつくってきたかというのをしっかり区民の皆さんに伝えるとか。税金でやっているものですから。それがいかに美しく、いい杉並の景観をつくってきたかとか。何かそういう観点もやっぱり大事ではないかなということ。要するに、公共空間とか公共施設を、やろうと思えば、直接コントロールし、より容易にできる場所ですから、その質を高めるような工夫を、これまでの経験の反省も含めて、少し改良していくような、何かそういう論点もあるのではないかと。きょうの説明の中でそれが余り出てこなかったのも、逆に気になったので、まず少し意見をしておきます。

会 長 今の、事務局のほうから何か。

まちづくり推進課長 ありがとうございます。ちょっと私の説明、大事なところをはしょってしまっ、申しわけありませんでした。

今、〇〇委員からご指摘のあった件でございますけれども、総合資料 14番ということで、杉並区の公共施設の景観形成指針というのがございます。

今、委員からご指摘がありましたとおり、こうした指針などに基きまして、公共施設の整備に係る事前協議ということで、これは区の施設が対象ということでございますけれども、いわゆる公共の建築物のみならず、公園や

緑地、それから道路空間、河川、橋梁、自転車駐車場など、幅広くこの事前協議の対象とすることで、まちづくり景観審議会のほうで、ご意見等をいただいているところでございます。

実は、きょうこの後、最後に報告ということで、専門部会の調査審議の結果ということでご報告しますが、その中でも幾つかこの公共施設の整備に関する協議ということは挙げられているところでございまして、例えば、昨年度でいいますと、この公共施設の整備に関する届出が16件行われたというような実績がございまして、いろいろ景観専門部会の中で、ご意見と頂戴したものだと思っております。

それから、普及啓発に係るところでございましてけれども、改めて公共施設に限定したというところでは、なかなか今のところ行っていないところがございますけれども、例えば景観録の中で、学校を特集したりとか、そのような取り組みはあるのかなと思っております。

ご意見ありがとうございました。

会 長

ありがとうございます。

ちなみに、この総合資料14、それから、きょうの後半の議題にもありますが、景観専門部会の昨年度の取り組みの中で、少し、きょう新しいメンバーもおられるので、情報共有というか、こういうことでこんなような事前協議を経て、こんなような公共施設、公共空間系の事前協議の中でこんなようなことが成果としてあったし、それから、専門部会の中では、少しこんなような意見が出たのだというようなことがもしご披露いただければ、極めて短い時間であれですが、〇〇委員からでもいいと思います。事務局からでもいいと思うのですが、きょうの新しい、新任のメンバーもいらっしゃるの、ちょっとその辺、1つぐらいご披露いただければと思いますが、いかがですか。突然振って申しわけありませんが、どちらからにしましょう。事務局のほうからにしましょうか。

まちづくり推進課長 きょう、ちょっと資料の準備、整えてございませんでした。後ほど、実は、この5月に行われました景観審議会の審議結果はお伝えできるのですが、昨年の事例で、どう反映しているかまで、ちょっと資料をご用意できませんでしたので、今後の宿題にさせていただければと存じます。

会 長

ありがとうございました。

委 員

色彩が一番多いのですよね。今、小学校の塗りかえとかが多いので、特に〇

○委員の意見だと思いますけれども、かなり反映されていることはあると思いますし、それ以外は、実はちょっと反映されたかどうか分からないところもありまして、ただ、いろいろな意見はある。きょう後半であると思いますけれども、出ていますので、そういうことをしっかりやっているということもアピールしていただきたいです。

会 長 ありがとうございます。では、45分過ぎぐらいからの、後半の議題の中で、もし関連するコメントをいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうでしょうか。

副 会 長 1つお願いがあるのですけれども、今回の審議会資料4の2ページ目、これが多分、この今回の総合資料一覧と対応すると思うのですが、この部分をまず杉並区に関して知らない人は、まずいろいろな施策が行われている地図として認識するわけですね。区民の方も多分そうなのです。多分、こういう一覧を見せられると、いろいろやっているのだなということで、住民としてわからないままけむにまかれる危険性がある。私が、もし区民だとすると、「どこがポイントなの」と言いたくなってしまう。

そうすると、この行政計画のマップみたいなものを区民の方にもう少しアピールできるような、わかりやすいような仕組みをうまくつくれるといいかなと思います。つまり、上位計画からおりてきて、やらなければいけないこと、あるいは、とうから考えなければいけない、整合性をとらなければいけないことと、区が率先してやらなければいけないことといったものが、この最後パブリックコメントに、このレベルのものがぼっと出ると、意見のいいようはないのですが、もし、本当に区民の皆さんの意見を吸い上げて、よりよくしていくとすると、多分このわかりやすさが非常に重要になってくると思います。

今ごらんになっていただいている資料3もそうなのですけれども、要は、真ん中がある意味目標像であって、上のほうに届出と事前協議という手法があって、その成果がこの黄色のところの啓発、あるいは重要公共施設として認定されたものだよと。そこの新聞でいう見出しの部分、そこの部分があると、市民は「ああ、こういうことをやっているのね」ということがわかると思いますので、そこは委員会資料としてはいいのですが、公に出すときには工夫していただけると、なお区民の皆さんに理解いただけるかと思います。

会 長 ありがとうございました。事務局のほうから何かありますか。今のご指摘に

ついて。

まちづくり推進課長 ご指摘の点踏まえまして、今後こうした資料、どんどん深化していく必要があるかと思しますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

委 員 余り整理された意見ではないのですけれども、とりあえず、この審議会資料4の4ページに、「意向調査による区民の意識」というのがありまして、これも理解度が高いといっても、本当の意味でどこまで理解しているのかなど。総論賛成、各論反対的などところも、この中でどれだけあるのかななどと思わせられる状況なのだろうというふうに思ひましたのです。

例えば、下の一番左側の「塗替え時の届出制度」。これについても、どの程度の規模までで、ここにまとめられているのかなというのもあるだろうなと思ひます。また、規模によって、塗替えの届出をするのはなぜだろうといったようなレベルのところも出てきますので、その辺が実は、最終段階で周知して進めていくためには、重要な要件になるのではないかなと思ひます。

これは、例えば、区内の河川の中心から30メートル、100メートルという、その辺についても、昔からある建物と、法律施行後に建てられた建物によって、どういうふうに今後なっていくのかなとか。これは確認申請でもある問題で、建てかえなくてはいけない、ここに対応しなくてはいけない、でも現状維持だから対応しなくてもいいとか、いろいろな問題が現実的にはあるわけで、その辺に進んでいくと、実際はあるべき姿をちゃんと法に対応してもらったほうがいいわけで、その辺をどういうふうにして区民、住民に飲み込んでもらえるか、納得してもらえるかというのが、とどの詰まりの一番のポイントだと思ひます。

特に、広島の土砂災害、あの辺でも明らかになったように、「わかっているけれども、それをその地域にすると、財産価値が下がってしまうから嫌だよ」とか、そういうことも含めて、「でもあの災害に遭ったら、これは命あつてのものだね」ということで、「じゃあ、危険地域に該当するというふうにしようか」という住民のコンセンサスが向いているとか。その辺まで進んでいってしまうと思ひます。

したがって、これはどこまでで線を引こうかというの、本当はできれば詰めるのでしようけれども、詰まらないと思ひますので、その辺の線引きを

やはり検討しておく。その上で、ではどういうふうにしていこうかなというのが必要になってくるなと思うのです。

実は、都市河川、善福寺川だとか、妙正寺川だとかいろいろな河川の流域で、いかにその河川をまちづくり景観に生かすかということを見ると、現在緑地のところは比較的、今言ったような意味合いの可能性が高い地域。

「そこだけでいいの？」と、「いや、そういう緑地がないところこそ、河川と住民とのつながりのある親水空間があったらいいんじゃない」と。「じゃあ、その場所はどのようなふうにして構成していくのか」とか、いろいろな問題があって、全て今申し上げたようなところにつながってくると思うのです。

したがって、その点をどのようなふうにして、「だから、こういうこともやっていくんだよ」というのを周知していくか。これも並行してやっていかないと、達成が大変難しいことだろうと思うのです。

ということで、大変難しい問題であると思っっているのですが、やらなくてはいけない問題なのだろうなという意味合いで、あえてそういう意味合いの意見をいたしました。以上です。

会 長

ありがとうございます。普及啓発の項目については、幾つかある見直しの項目の中の、これから少し議論あるいは意見交換をしていくべきものだろうと思いますので。特に、景観計画の第3章にかかわると思うのです。ですから、そこに向けて、第2回目以降にも少し意見交換をしたいと思いますが、今、〇〇委員からご指摘があったような資料を見てみると、「良好な景観のために区民が取り組むべきこと」という、例えば具体的には、「自分の家の色や形などを、周辺の景観にあうようにしたり、自宅周りの緑化をする」なんていう意識は25%の人が持っている。あるいは、地域で景観ルールをつくって、一緒に来れば持っていこうではないかという人は36%ともいるということであれば、かなり高い意識を持っていらっしゃる区民が、少なくともアンケートの回答者の中では多かったということですね。アンケートは回答していない人がどのぐらいいるかというのは、また別の問題なのですが。

ただし、こういう人たちが、きょうの総合資料でいうと15番目になるのですが、主に住宅景観の「杉並百年の景」という、住宅都市の景観づくりについてのあらましを示してある中に、届出、協議の補足の資料もあって、一番裏面にチェックリストみたいなものもあるのですけれども、これがどこまで本当に手元になじみやすいような内容と形になっているのかというのが、恐

らく行政のほうで、窓口で指導されて事前協議をやられるときも、多分これはチェックリストとして、非常に大事なバイブルになると思うのです。バイブルになると思うのですが、お互いにやっぱりそこで届出する人と、行政の事前協議で、対応される行政も、共通土台の理解がもう少し進むようなものに、フォーマットとしても、あるいは表現としてもなっていれば、もうちょっと使いやすいものになるのではないかなという気はするのです。今回、一気に全て景観計画の本編だけでも大変なのですが、そういう補足資料も一気に改定ができるかどうかわかりませんが、少なくとも、意識としては、普及啓発の取り組みとしては、こういうものの、さらなるバージョンアップといえいいのですかね、内容は、大変いい内容が書かれているので、使いやすくという意味でのバージョンアップと、それから、もし内容的にも過不足があれば、それは少しフォローしていくということがあるとよいのではないかなというふうに、今の〇〇委員のお話を伺っていて、きょうの資料との対応関係でいうと、そういうものがあるのではないかなと感じた次第です。

いかがでしょうか、ほかに。

委員

4点ほど、ちょっと質問といたしますか、次回議論をする上での前提となる事実関係について確認すると、あと問題提起をしたいと思っております。

まず、1つ目なのですが、今回、10条のほうで、届出・勧告というものがあるのですが、このうち、勧告の実績です。法律上は、届出がされて、それが制限に反する場合には勧告がされるということになっているかと思うのですが、実際に勧告が出された実績がどのぐらいあるのか。そして、その勧告に従わなかったようなケースがあるのかどうか。ちょっとお手数で恐縮なのですが、次回検討したいので、そういった資料について頂戴できたらというふうに思っております。

2つ目が、問題提起ということになるのですが、景観計画の102ページ、本文のほうになってしまうのですが、こちらの景観形成基準が、対象高さ10メートル以上というふうになっております。または、述べ面積1,000平米以上ということなのですが、私が今手元の資料で、総合資料2の杉並区の「土地利用現況図(階数)」というのを見ると、冒頭ご説明いただいたとおり、やっぱり杉並区の特徴だと思うのですが、圧倒的に住宅地で、低層の3階建てまでが緑色と黄色で表現されています。

一見しても、ほとんどが3階建てで、大体1階3メートルぐらいだとすると、これは10メートル以下がほとんどだということなので、要するに、景観計画で、対象としているところは、ほんの数パーセントにしかすぎないのではないかというように、私からは見えるところでございます。

当然、住宅地全てに対して、こういった制限を立てていくのがいいのかどうか、それは議論すべきではあると思うのですが、やはりこの景観計画が十分機能しているかどうかということは、検証されなければいけないというふうに思いますし、やはりこの土地利用現況図を前提とすると、恐らくほとんど幹線道路沿いが商業地域で、あとはプラス近隣商業があるぐらいで、こういったところではマンションができるので、対象になるかもしれないですけれども、多くの住宅地域で対象とならないというところからすると、そこについては、きちんと検討した上で、計画を練る必要があるかなというふうに思っています。

3つ目なのですけれども、こちらなのですが、またちょっと行ったり来たりで恐縮なのですが、景観条例の10条の第2項です。こちら、法16条1項4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とするということで、土地の開墾とか、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積というふうに書いてあるのですけれども、法16条の1号から3号は、建築物あるいは工作物、あるいは開発行為に関して定めていると。プラスアルファ4号で各自治体におけるオリジナリティを發揮する形で、届出の対象とできるというところだと思うのですが、それが1号と2号に限られている。

ちょっと、私が気になったのは、基本的に景観計画には、「みどりを大切にしようという」ふうに書いてあるのですけれども、例えば、ここに樹木の伐採がない。これで景観計画の目的を達成できるのかというのが、ちょっと私からすると疑問がございました。

なので、やはり特に川沿いの樹木とかを大切にするというのは、私はとても大切かと思ったり、ただ若干計画の理念と、その条例の、先ほど会長のほうから話があったとおり、こちらで持っている手段というものに乖離があるのであれば、そこはちょっと埋める作業をする必要があるかなというふうに思っております。

4つ目は、個人的な興味も含めてで恐縮なのですが、景観重要建造

物について指定実績がないと。かねがね私がやはり問題意識として持っているのは、そもそも文化財行政と、やはりこういったまちづくり行政に、余り連携が十分でない。これはどうしても教育委員会と、都市部局という違いがあるからこそなのだというふうに思うのですけれども、やはり、例えば、行政財産で登録有形文化財になっているようなもの、これについては、重要景観建造物を重ねることができますので、例えば、きちんとこれを重ねていただいて、その行政財産をまちのシンボルとしての景観重要建造物として位置づけて活用していく、そんなことも行ってもいいのかなというふうに思いました。

以上、1点確認と言いますか、次回の議論の前提事実と、あと3つほど問題提起のほうをさせていただきました。

会 長

どうもありがとうございました。いろいろと条例、あるいは法的な手続きについても、示唆に富むご意見をいただいていると思います。もし今の段階で何かお答えできるものについてあれば、ちょっとコメントいただいて、それ以外には、今、〇〇委員のほうから、次回の審議会までに少し準備なり、資料の用意をしてくださいというようなリクエストあると思いますので、もし今何かお答えいただけるものがあれば、少しコメントいただければなと思います。お願いします。

まちづくり推進課長 4点ほど、いろいろご指摘ということでございますけれども、最初にお話がありました勧告の実績なのでございますけれども、これは現段階でないと思えます。そういった意味では、届出などの、これまでの景観の資料というのをお出しできるかと存じますけれども、勧告を行ったのは何件かということの実績はないということでございます。

それから、問題提起いただいた点につきましては、今後必要があれば、また対応させていただければと存じます。

4点目につきましても同様でございますけれども、1つの例ということで言いますと、今荻外荘公園の整備というようなところを進めているところがございますけれども、まちづくり、それから公園、文化財の部署が連携しながら、取り組みを行っている例も区としてはあるということを紹介させていただければということで、ご案内させていただきます。以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。

委 員

今、委員の方から出たのと重なるかと思うのですけれども、1つは、区民の

感想からいうと、区民意識調査にもあります啓蒙活動ということで、資料4の7ページに書かれている表彰制度ですとか、新聞とか、そういうのは非常に認知されてきているなと思うし、私自身も実際応募したりしているので、この区民意識調査と、アンケートと言ってもよろしいのですけれども、応募数とか、何か具体的な数値を書いて、それが年々ふえてきていますよというほうが、区民が参加しているのだなというのがわかるのではないかなと思います。

それから、もう1つ、私は、先ほど紹介でずっと住んでいる中で、「住宅都市杉並」というふうなことを言ったときに、住宅都市になってきた経緯というのが当然あるわけなのですけれども、それも含めて、この景観計画の中に、歴史というキーワードが入っていないなという感じがしています。個々には建造物を残すとかいうのはあるのですけれども、さっき会長のほうから地形を取り込んで杉並のよさというようなお話もあったかと思うのですけれども、歴史を刻んで、歴史を取り込んで、計画に盛り込むことができないのかなというのを、具体的にどうしたらいいかというのはありますけれども、ちょっと感じがするのです。

それからもう1つ、同じく住宅都市に至る前に、農村だったわけなのです。その農村の跡とか、歴史の跡というのは、もう中央線が出てから随分なくなってしまったのですけれども、中央線が北と南のほうに井草とか、あるいは浜田山とかあちらのほうにはまだ残っているということで。さっき委員会の管轄が違うという話もあったのですけれども、農地の取り込みというのは、公園だけではなくて、農地をフットパスとか、水系の中に取り込むとか。何かそういったせつかくある財産としては農地なんかをうまく、ちょっと私も全部読み切っていないのでわからないのですが、取り込むということをやれば、もうちょっと面的にネットワークを組んだのがつながっていくかなと思います。

最後にもう1つ、いずれにしても啓蒙活動は、私が好きな風景にしても区民がわかりやすいモデル事例というのですか、ここは、住宅の優良住宅地して杉並が誇る住宅地ですとか、何かそういうものをわかる、ビジュアル化するとか、わかるようなものができると、より一層区民の目も周知が図れるのではないかなというふうに思います。以上です。

会 長

どうもありがとうございました。

〇〇委員、〇〇委員からもし何かご発言あれば。

委 員

たくさんの資料をご説明していただいて、ちょっと資料を整理できていない部分もあって恐縮なのですが、冒頭や委員からも、杉並区は住宅地であり、小規模な建物が多いというお話がありました。区では届出規模に満たないものについても色彩基準を定めており、景観計画本編や景観色彩ガイドラインにも示してありますので、そういったことのPRも大事なのではないかとこのように感じています。

また、景観計画の改正について、2点質問と、それに関連する意見をちょっと言わせていただければと思います。

1点目は、届出規模を下げることは考えていらっしゃるのでしょうかということと、それに関連して、小さい建物特有の色使いや色彩の見え方があるので、仮に届出規模を下げて色彩基準を小さい規模の建物に対しても適用するというのであれば、少し丁寧に、地域にあった色彩基準の内容を確認したり、つくっていく必要があるのではないかと考えました。

2点目は、屋外広告物の取り組みについてですけれども、今後、もう少し踏み込んで取り組んでいくことができる部分ではないかと思っています。例えば、今週阿波踊りが行われる高円寺の駅前とか、阿佐ヶ谷、荻窪は重点的に取り組まれている地域として示されていますけれども、かなり規模の大きい広告物が多く、ほかの駅前と比べてもよくない状況になっていると思いますので、一定規模以上のものは何らか規制誘導をかけていく方向で検討していてもいいのではないかなというふうに思います。以上です。

会 長

ありがとうございます。事務局のほうから、何かコメントありますか。

まちづくり推進課長 届出対象規模などの件につきましては、今後また骨子案などをお示しさせていただくわけですので、その中でまたご説明させていただければと存じます。

基本的には、現状をどう捉えて、評価して、区としても考えるかということかと思っていますので、それにつきましては、また現状の評価も踏まえた資料ともに、またご説明できればと思います。

それから、屋外広告物も同様でございますけれども、これは景観計画で対応するのがいいのか、個別地区のまちづくりという中で、さまざまな手法を用いる方がいいのか、いろいろこれもまた議論があるところかと思っていますので、そういった点につきましてもいろいろご意見いただければ幸いです。

会 長

あれですね。特に、後半ご質問があった屋外広告物そのものについては、

基本は東京都の屋外広告物条例なりに沿ってやられているという理解ですよ、
まちづくり推進課長 そのとおりです。

会 長 あとは東京都の中だと、八王子市さんが中核になって、独自の行政をやられるように、この間からなっただけでも、それ以外に都条例、都のほうで基本的にやっていたらということですよ。

〇〇委員、いかがですか。

委 員 今の段階では、私、多岐にいろいろありまして、きょうはちょっとまだ整理ついておりませんので。

会 長 ありがとうございます。

委 員 まちづくり景観という視点からの質問なのですが、この資料の2ページに「杉並区住宅マスタープラン」というのが、「みどりの基本計画」と同じ枠の中に入っているのですが、不勉強で恐縮なのですが、ここで位置づけてある「住宅マスタープラン」というのは、こういった種類の中身になっているのでしょうか。

会 長 はい、では事務局、お願いします。

まちづくり推進課長 「住宅マスタープラン」の内容ということでよろしいでしょうか。

これは、区の住宅基本条例などに基づいて、住宅施策の総合的かつ計画的な取り組みの基本計画ということでございます。

また、この内容的な部分につきましては、住生活基本法に定める居住生活の安定の確保でございますとか、あるいは、向上の促進を図る上でのさまざまな施策、こうしたことが盛り込まれたものとなってございまして、これにつきましても、関連施策ということでございますので、こちらのほうに記載させていただいたところでございます。

委 員 今回いただいたこの一覧表資料には、関連する情報というのは入っているのでしょうか。入っていないですよ。資料何番のこの辺に関連するところだよというところがあれば、後でまた理解ができるかと思うのですが。

まちづくり推進課長 マスタープランそのものは、きょうはご用意してございません。

委 員 ここに載っかっているという意味合いで、まちづくり、景観とどういうふうにかかわっているからというふうに、それを捉えたいなと思ったのです。

単純に、住宅マスタープランだけだと、そっちのほうに行ってしまうので。個別になってしまうのでという意味合いだったのです。

資料は、何か、次回でも結構です。いただければ……。

まちづくり担当部長 先ほど〇〇委員からお話がありましたけれども、2ページ目でどういう図を描くのか、それぞれどういうことが書いてあって、どう改定されて、それとの関連性で景観計画をどう位置づけられるかと、そういう整理が重要だと思いますので、それはまた次回までに整理をさせていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間もまいりましたので、一旦質問も含めた意見の交換についてはここまでとさせていただいて、次の議題、景観専門部会の調査審議の結果についてという議題に入らせていただきますので、事務局のほうからご報告、ご説明よろしく願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、引き続きまして、まちづくり景観審議会資料6番を使いまして、27年の第1回からの景観専門部会の調査審議の結果につきましてご報告をさせていただきます。

今年度、第1回の専門部会でございますけれども、27年5月11日に実施をしたものでございます。

そして案件としましては、これまで大規模な建築物が4件、公共施設が5件ということで、合計9件の提出が行われたということでございます。

そのうち、届出が行われたものが、現段階で、いわゆる景観計画の届出までに結びついたものが、この一番最初に記載してございます光塩女子学院の増築の件、それから、開いていただきまして、2ページにございます特別養護老人ホーム杉並区宮前園の新築、それから、その次のページにございます「公共施設の整備に関する事前協議」ということで、桃井第三小学校の外観の色彩の変更と、方南公園の全面改修、この4点につきましては、既に届出が行われたというところでございますけれども、先ほどちょっとご質問がございました、この「公共施設の整備」ということで、桃井第三小学校の外観の色彩の変更ということにつきまして、少しご報告させていただきます。

これにつきましては、景観審議会の中で、異議はないということであったのですが、参考意見といたしまして、若干、当初計画の桃色の色彩の部分につきまして、周辺環境あるいは学校のフェンス、これとの過度な対比にならないように、少し黄色に寄せた色にしてはどうかというような参考意見をいただきました。

これにつきましては、基本的に反映をするという方向で届出がなされたということでございまして、そうした意味では景観審議会でのご意見が1つ結

びついたものと思ってございます。

それから、1枚おめくりいただきますと、第2回景観専門部会、これは6月26日に開催をしたものでございますけれども、こちらのほうの調査審議の案件が記載をしてございます。

ここでは、このときは2件ございましたけれども、1件はこの(2)マンションの外観の修繕及び色彩の変更ということでございまして、こうした案件につきまして事前協議が行われたというところでございます。

最後のページでございますけれども、第3回景観専門部会ということで、これは7月24日に実施をされました。この際には、「公共施設の整備」ということで、久我山アパートの外観の色彩の変更が2件、それから、成田西三丁目の農業公園の新設及び管理棟などの新築についての事前協議というところで行われたものでございまして、これらについては、まだ届出まではなされていないという状況でございます。私からは以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。ただいまの景観専門部会の調整結果についてのご報告ですが、何かご質問なりございましたら、どうぞご発言をお願いします。

委 員 そういう意味でいうと、先ほどの〇〇委員の意見と近いのですけれども、今回のことに限らず、今までの125件一応ある中で、参考意見というのが何の意味があるんだということをちょっと列挙したほうがいいかなというような気がいたします。

つまり、それがどのように生かされたのか。実際に確認申請が出た中で、多分見られていると思うのですけれども、あと実際の実物を見て、本当に何か改善されたのかどうかみたいなところは、やっぱりちょっとレビューしておかないと、なかなか今回の見直しの中で、我々の印象論というのはあるのですけれども、実際どうだったかというところが、ちょっとフォローできていないような気がしますので。ちょっと125件、まるで大学の卒業論文でやるようなものなので、お前やれと言われそうですけれども、何かそういうのもちゃんとあったほうが、この実績の見直しの議論ができるのではないかなというふうにちょっと思いましたので、そのあたりというのは、杉並区さんとしては、確認申請の段階では、何が反映されたかということは、把握されているということなのですかね。実際、実物の検査の中では、景観の話は多分ほとんどやられていないのではないかなと思うのですが、どうですか、そ

ういうところは。

まちづくり推進課長 確認そのものは、この数、区に出るとも限りませんので、いわゆる指定確認検査のケースもございますので、全てを把握しているということは難しいと存じます。

検査につきましてもご指摘のとおりでございますので、建築基準法の対象規定でなければ、その部分までを全てフォローしているということではないというのが、正直のところだと存じます。

委員 形式的な単なる事前協議に陥っている可能性がある気もしますので、本当に実質、少しでも実行力をするためには、むしろ参考意見よりも、やっぱり積極的に異議という形で言ったほうがいいのかとか、そういうところの議論を少ししないと、景観計画が直接市街地の形成に影響を与えるのだったら、やっぱり事前協議だと思われまますので。そこに実効性がないとなると、何かこの計画だけあって、ふわふわした話になってしまいますので、少し。どうしましょう。125 件もあるので、そう簡単にはいかない話だと思いますけれども、何らかのレビューをぜひ。

会長 ありがとうございます。

恐らく、私自身は景観専門部会には在籍をしておらないので、むしろ〇〇委員のほうが詳しいのかもしれませんが。恐らく、部会に提出される段階、事前協議の答申に至る案件の、部会に提出される段階の前に、恐らく当然ながら窓口で、事業者や設計者と行政の窓口の方との間での協議や指導や、事前協議ですよね、相談も含めた事前協議がされているのだと思うのです。そこで、書類上のというか、色見本も含めた中での、ほぼこれでいいだろうというようなことが一定程度合意されているのだと思うのですが、そういった手続きを経て、今度は部会に出てきて、そこで参考意見が出てくる。あるいは、そこで何がしかの意見が出てくるという。そういう意味では、窓口指導されている内容に対して、さらに上乘せ적인意見の場合もあるだろうし、それから逆に言えば、現場とのギャップもあるだろうし。ですから、一律に全部効果がないということではないのだと思うのですけれども、手続きの中で、いろいろなところに、多少改善をしていく可能性があるのであれば、そこは見直していてもいいのかなと思います。そんなような目で、もし 125 件ですか、全件数というのはなかなか難しいかもしれませんが、あるいは、ある程度サンプリングなり何なりで見ていただいた中で、これは少し議論の対象

として、参照事例として議論にしたほうがいいのかというのがもしあれば。

ここから先はご相談ですけれども、一度それは景観専門部会のほうでもんでいただいたほうがいいのか。いきなりこの審議会に出していただく前に、〇〇委員のほうで扱っていただいて、一旦景観専門部会のほうで一定程度の評価というか、レビューですかね。こういう問題もあったと。あるいは、こういうふうなうまくいった例もあるというようなことでもんでいただいて、その報告を審議会に出していただくということが、もしスケジュール的にも可能であれば、それが手続き的には、専門部会さんのほうにも、きちんとやっぱり筋を通すことになると思いますので、よろしいのかなというふうに思っております。場合によっては、少し専門部会の委員の〇〇委員にもご意見いただきながら、別途事務局のほうで、少しそんなような準備が可能かどうかも含めて、ご検討いただければいいのではないかなと思いますが、よろしいですか。

恐らく公共施設の部分が、先ほどの冒頭の質問も含めて、景観の計画の中での実行計画としての大きな部分を占めるだろうから、そこについて、やっぱり大規模建築、民間大規模建築もそうだけれども、特に区がやる、直轄できるような公共建築や公共的な景観の事案については、とりわけちょっと。そういう意味では、我々大学でも外部評価というのはやりますけれども、自己評価というのもやらなくてはいけないので、そういう意味で自己チェックをかけるといういいタイミングだと思いますから。そんな目で見ていただければいいのではないかなというふうに思います。

副 会 長
委 員
副 会 長

125件一気にやったら……。

済みません、152でした。

152件一気にやるのは難しいと思うのですけれども、例えば、審議会資料の5の3章の第2のご意見の中でも、専門部会のご意見が参考意見でなかなか反映されていないとか、残念に感じると専門部会から出てきていることなので、多分これ、手続き的には、最後この表でいえば現地確認というのがあるわけですから、最終的には確認されてしかるべきものだと思うのですね。ただ、義務的にそれをやると、非常に「何かこんな仕事しなければいけないな」という、大変なように思われるかもしれないのですが、実はこのシステムが動くと、これがこんなによくなるという、いい事例を集めていると。例えば、今この景

観の計画をしたときに、実際「何がどうなった」、「どういうものがどういうふうによくなった」というのが、やっぱり市民に見えてこないとおもしろみがないので、それをピックアップする上でも、委員会ではこんなことが言われ、この計画をこうしたら「ああ、こんなによくなるんだ」という、事例が蓄積されていくという意味でも、ぜひ全部一遍ではなくていいのですが、少しずつやっていけたらいいなというふうに思っています。私も、専門部会なので。

会 長 今、副会長からも、自分も働くぞというご発言だったというふうに伺いましたので、ぜひ無理のない範囲で、お答えいただければと思います。

予定の時刻となりましたけれども、事務局のほうからは、ほかに何か、補足的にございますか。

まちづくり推進課長 特にございませぬ。最後に、日程のほうだけご確認いただければと思いますので。

会 長 それでは、調整審議の結果については、一応これはご報告ということ、ご説明ということですよ。ということで、報告どおりに承ったというようなことにさせていただきたいと思ひます。

それでは、一応本日の議事としては、用意されているものとしては終了したということで、景観審議会第2回目、杉並区まちづくり景観審議会を閉会したいと思ひます。

— 了 — (16時1分)